

重要な会計方針

第85期 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	第86期 (自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月31日)
<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 償却原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 時価のないもの 評価基準および評価方法は総平均法による原価法</p>	<p>1 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 満期保有目的の債券 同左</p> <p>(2) その他有価証券 同左</p>
<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 貯蔵品 先入先出法による原価法</p>	<p>2 たな卸資産の評価基準及び評価方法 同左</p>
<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし建物については定額法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 ただし車両運搬具のうち、けん引車及び被けん引車の法定耐用年数は4年であります、これを前者については6年で、また後者については10年で、償却しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却をしております。 なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p>	<p>3 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
<p>4 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 商法施行規則規定の最長期間(3年間)で均等償却しております。</p>	<p>4 重要な繰延資産の処理方法</p> <p>(1) 新株発行費 同左</p>
<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 一般債権 貸倒実績率法による限度相当額を計上しております。</p> <p>② 貸倒懸念債権及び破産更生債権 財務内容評価法によっております。</p>	<p>5 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>① 一般債権 同左</p> <p>② 貸倒懸念債権及び破産更生債権 同左</p>

<p style="text-align: center;">第85期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p style="text-align: center;">第86期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支出に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末に発生している額を計上しております。 会計基準変更時差異(187,081千円)については、15年による按分額を費用処理しております。</p> <p>6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 手許現金、随時引き出し可能な預金及び取得日から満期日までの期間が3ヶ月以内の定期預金であります。</p> <p>8 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p> <p>6 リース取引の処理方法 同左</p> <p>7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同左</p> <p>8 その他財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>

会計処理の変更

<p>第85期 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)</p>	<p>第86期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準)                      当期から「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 会計基準適用指針第6号)を適用しております。                      これによる損益に与える影響はありません。</p>